



情報通信分野における 外資規制の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

2021年9月10日
定期航空協会



1. 定期航空協会 概要
2. 航空運送事業の施設・設備 概要
3. 電波法における外資規制に対するの見解



1. 定期航空協会 概要

目的

航空運送事業に関する諸般の調査、研究等を行い、我が国航空運送事業の健全な発展を促進すること

設立

1991年12月16日

加盟団体

18社 ※2021年7月1日時点

日本航空(株) 	ANAホールディングス(株) 	全日本空輸(株) 
日本貨物航空(株) 	日本トランスオーシャン航空(株) 	日本エアコミューター(株) 
(株)AIRDO 	(株)エアージャパン 	(株)ソラシドエア 
(株)スターフライヤー 	ANAウイングス(株) 	(株)ジェイエア 
スカイマーク(株) 	(株)フジドリームエアラインズ 	春秋航空日本(株) 
Peach Aviation(株) 	ジェットスター・ジャパン(株) 	アイベックスエアラインズ(株) 

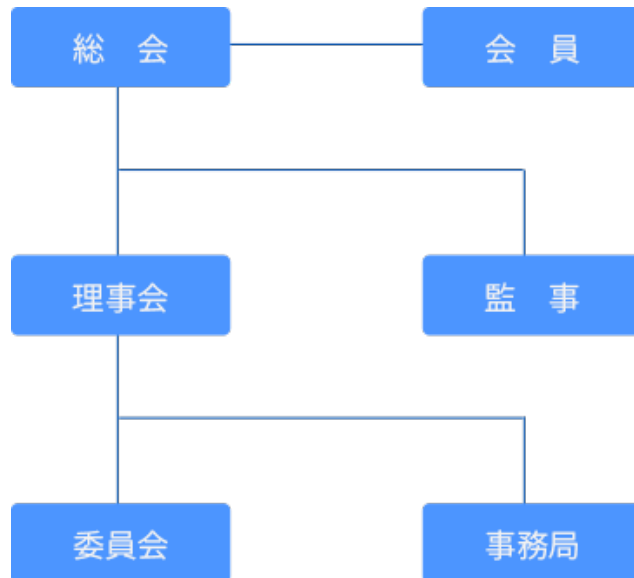


1. 定期航空協会 概要

主な活動

1. 航空運送事業に関する調査、研究
2. 政府、国会、政党等に対する陳情、要望
3. 航空利用者等への広報活動
4. 法務関係諸問題に関する事項 等

体制



<常任委員会>

- ・企画委員会（調査・陳情・要望関係案件）
- ・広報委員会
- ・法務委員会
- ・技術委員会

<特別委員会>

- ・安全委員会
- ・環境委員会

役員

会 長	赤坂 祐二	日本航空(株) 代表取締役社長
理 事 長	大塚 洋	
理 事	平子 裕志	(株) 全日本空輸 代表取締役社長
監 事	高橋 宏輔	(株) ソラシドエア 代表取締役社長
	白水 政治	(株) スターフライヤー 代表取締役社長



2. 航空運送事業の施設・設備 概要

<概要>

航空機局

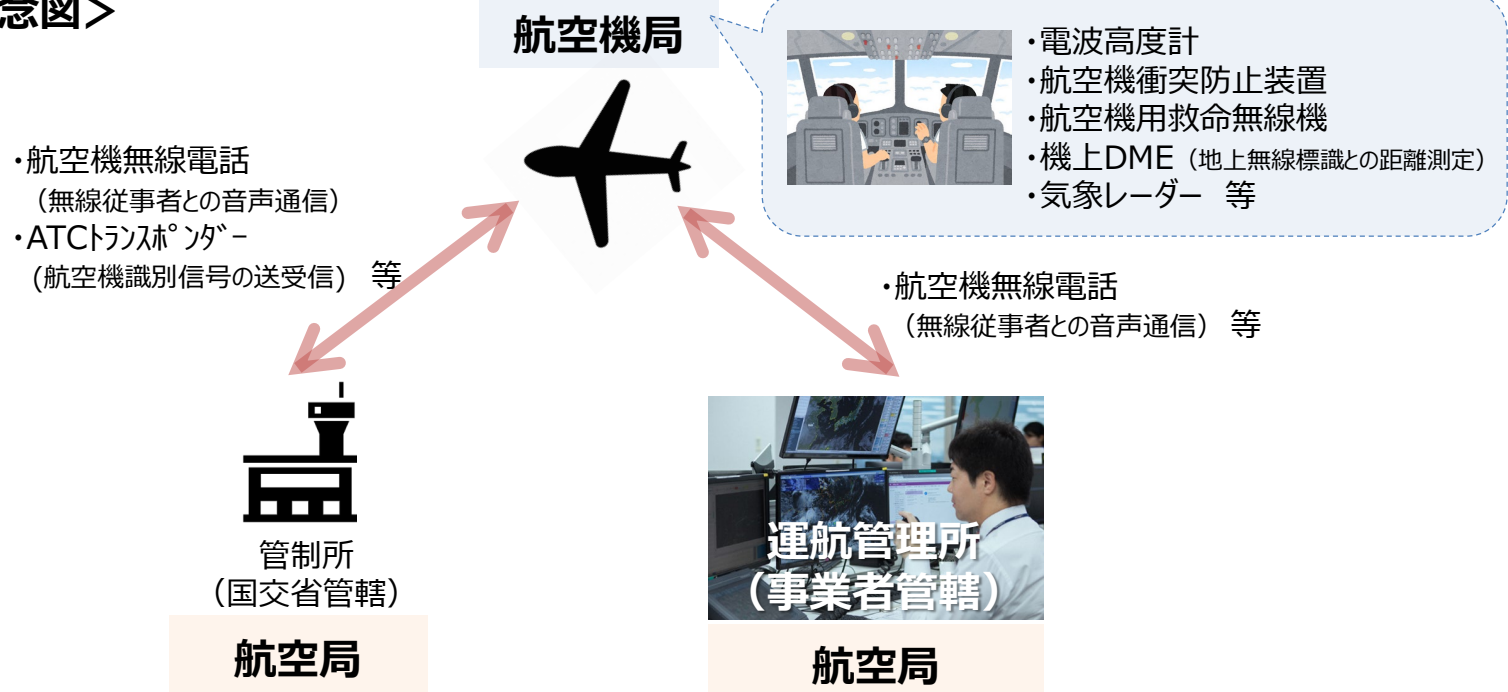
航空機の無線局のうち、無線設備がレーダーのみのもの以外のもの（電波法第6条第5項）
例）航空機のパイロットが地上にいる航空管制官等の無線従事者と音声で通話するための無線設備や他の航空機との衝突を回避するためのレーダー、緊急時に信号を発射する無線設備など

航空局

航空機局と通信を行うため陸上に開設する無線局（電波法第70条の2第2項）

電波法に基づく総務省指定の手続き方法に則り、
航空運送事業者が「航空機局」及び「航空局」の無線局開局の手続きを実施

<航空通信概念図>





3. 電波法における外資規制に対しての見解

- 航空運送事業者における無線通信範囲は、航空機局と航空局の間、また航行に必要なレーダー等に限定されている。
- このうち航空機局については、世界的に標準化された設備・周波数帯等を用いて外国・内国問わず共通に運用されていること、航空局が指定する周波数を使用するため局数が増えても、周波数の逼迫に影響がないこと等を踏まえれば、外資規制をかけて内国を優先する必要はないと考える。
- なお、外資規制を遵守するうえでの各種手続きは、過度な事務負担を負わない仕組みが望ましい。

<航空通信の運用>

1) 日本の航空機が海外へ行くケース

2) 海外の航空機が日本へ来るケース



- 航空機特性上、日本で免許を取得した航空機局が海外の航空局と無線通信を行うケースがある。(逆も然り)
- 無線通信の内容も外国・内国問わず、航行の安全に必要な情報に限られている。